

| 締約国に関する情報 CN | 中華人民共和国 一般情報 | 附属書 B 1 CN |
|--|--|---------------|
| 国内官庁の名称 | China National Intellectual Property Administration (CNIPA) (中国国家知識産権局 (CNIPA)) | |
| 所在地 | 6 Xituchenglu, Jimen Bridge, Haidian District, P.O. Box 8020, Beijing 100088, China | |
| 郵便のあて名 | 所在地と同じ | |
| 電話番号 | (86-10) 62 35 66 55 (顧客サービス) | |
| 電子メール | pct_affairs@cnipa.gov.cn | |
| インターネット | http://www.cnipa.gov.cn | |
| ファクシミリ装置 | なし | |
| 国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4) | 受理しない | |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1) | 受理しない | |
| 出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2) | 出願人がWIPO DASから優先権書類を取得できるようにする用意がある ² | |
| 中華人民共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 ³ は外国官庁への国際出願を制限するか？ | 中国国家知識産権局 (CNIPA) 又はWIPO国際事務局 次の場合、出願は制限される： 中華人民共和国内で行われた発明 | |
| 中華人民共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ⁴ | 中国国家知識産権局 (CNIPA) ⁵ | |
| PCTに基づき取得可能な保護の種類 | 特許、実用新案 | |

[次頁に続く]

- WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>
- 優先権書類をDASから取得できるよう請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。
http://www.cnipa.gov.cn/art/2020/6/5/art_1549_99779.html
- 中華人民共和国特許法第4条、第19条及び第78条、並びに中華人民共和国特許施行規則8及び9。
- 対応する国内段階を参照されたい。
- PCT国際出願で中華人民共和国を指定するときに、香港特別行政区 (HK SAR) を含むことができる。HK SARで標準特許又は短期間特許を取得するためにHK SAR知的財産部 (IPD) に対して行う手続の詳細については、PCT出願人の手引第II巻、国内編、中華人民共和国CNのCN.16からCN.19までを参照。HK SARのIPDの所在地及び郵便の宛名：25th Floor, Wu Chung House, 213 Queen's Road East, Hong Kong (SAR), China；電話：(852) 2961 6315、ファクシミリ装置：(852) 2838 6276。

| C N | 中華人民共和国 (続き) | C N |
|---|---|-----|
| 国内官庁が認める手数料の支払方法 | <p>C N I P Aは次の3種類の支払方法を提供している。</p> <p>(a) オンライン支払 出願人はPatent Business Processing System にログインしてオンライン支払を行うことができる (https://cponline.cnipa.gov.cn/)。</p> <p>(b) 銀行送金 出願人はC N I P Aの要件に従い、出願番号、手数料の名称、支払額を表示して、C N I P A銀行口座に支払うことができる。</p> <p>(c) 窓口での支払 出願人はC N I P A受付ホールにおいて、手数料計算用紙を添付して対面支払を行うことができる。</p> | |
| 国際型調査に関する中華人民共和国の規定 (PCT第15条) | なし | |
| 国際公開に基づく仮保護 | <p>(1) 中国語で公開された国際出願： 出願人は国際公開日から、発明の実施のための該当する手数料の支払を条件に、特許法第13条に規定する権利を有する。</p> <p>(2) 中国語以外の言語で公開された国際出願： 出願人は、管轄官庁に出願人が提出する国際出願の中国語の翻訳文が中国特許公報に公開された日から、発明の実施のための該当する手数料の支払を条件に特許法第13条に規定する権利を有する。</p> | |
| 中華人民共和国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報 | | |
| 中華人民共和国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期 | <p>発明者のあて名を表示する必要はない。 氏名 (名称) については、願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。</p> | |
| 微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか? | あり (附属書L参照) | |